

明石市障害児（者）通園費支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害児（者）通園施設等に通園する障害児（者）に対し、通園に係る交通費（以下「通園費」という。）を支給し、通園に係る負担を軽減することにより、障害児（者）の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（対象者）

第2条 通園費の支給の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、居住する者で、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業所に通う者（以下「通園者」という。）とする。ただし、明石市更生訓練費支給要綱に規定する更生訓練費が支給される者を除く。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援に係るサービスを行う事業所
- （2） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援に係るサービスを行う事業所又は同条第27項に規定する地域活動支援センター
- （3） 地方公共団体の補助を受けている障害児（者）小規模通所施設（障害児（者）に対し、定期的に社会自立に必要な訓練及び指導並びに授産事業を実施する事業を行う施設をいう。）
- （4） その他前3号に準ずる施設で市長が特に認めた施設

（通園費支給額）

第3条 通園費の支給月額、通園者及びその付添者がその通園経路に係る交通機関の1箇月定期乗車券の金額又は交通機関の利用により実際に要した金額のいずれか少ない方の金額に相当する額とする。ただし、通園者又は付添者が何らかの優遇措置によりこれらの経費の軽減を受けられる場合は、その軽減を受けられる額を控除した後の額とする。

- 2 前項における通園経路とは、居住地から当該施設に至る経路のうち、運賃、時間、距離等の事情に照らして最も合理的かつ経済的で、安全と認められる交通機関（タクシーを除く。以下同じ。）及び通園バスを利用する経路とする。

（受給の申請）

第4条 通園費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度市長が定める期日までに明石市障害児（者）通園費受給（新規・更新・変更）申請書（以下「申請書」という。）により、当該施設の長（以下「施設長」という。）を経由して通園費の支給を市長に申請しなければならない。

- 2 第5条第2項の規定により通園費支給月額決定通知書を受けた者が居住地、通

園経路若しくは通園方法を変更し、又は通園のために負担する経費に変更があったときは、それぞれの事由が生じた日から1箇月以内に申請書により、施設長を経由して変更の申請をしなければならない。ただし公共の交通機関の乗車料又は通園バスの利用経費に変更があったときは、変更の申請を要しない。

(支給の決定等)

第5条 施設長は、前条の申請又は変更の申請があったときは、記載事項を確認の上、市長に提出するものとする。

2 市長は、申請書を審査の上、通園費の支給の可否及び支給月額を決定したときは、明石市障害児（者）通園費支給月額決定通知書により申請者に、明石市障害児（者）通園費支給対象者通知書により施設長にそれぞれ通知するものとする。

(支給方法等)

第6条 前条第2項の規定により通園費支給月額決定通知書を受けた者は、通園者及びその付添者の通園費を請求書により、施設長を経由して市長に請求するものとする。

2 施設長は、前項の請求書の提出があったときは、請求書に通園状況報告書を添付し、福祉事務所を経由して市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の請求に基づき、毎年4月及び10月に前6月分の通園費を支給するものとする。

4 支給の対象となる月は、通園者が月の初日に第2条各号に規定する施設に在籍する月とする。

5 第4条第2項に規定する変更が、月の2日目以後に生じた場合には、その月の支給額は、従前の額によるものとする。

(報告)

第7条 市長は、施設長に対して通園の状況等について、報告を求めるものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、通園費の支給を受けた者に対して、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和53年5月23日から施行し昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年7月27日制定）

1 この要綱は、昭和57年7月28日から施行し昭和57年4月1日から適用

する。

- 2 昭和57年度については、第4条第1項の規定中「5月末日まで」とあるのは「8月末日まで」と読みかえるものとする。

附 則（昭和58年3月31日制定）

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日制定）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日制定）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日制定）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の明石市障害児（者）通園費支給要綱第2条第4号に規定する施設に係る対象者の通園費の支給については、この要綱の施行の日以後の通園に係る交通費について適用する。

附 則（平成18年3月31日制定）

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日制定）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日制定）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日制定）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日制定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日制定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月3日制定）

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月3日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。